

平成30年度犬山国際交流協会通常総会次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 来賓挨拶
4. 総会成立宣言
5. 議長選出
6. 議事録署名人選出
7. 議事
 - (1) 議案第1号 平成29年度犬山国際交流協会事業報告について
 - (2) 議案第2号 平成29年度犬山国際交流協会収支決算書について
 - (3) 議案第3号 平成30年度犬山国際交流協会役員を選任について
 - (4) 議案第4号 平成30年度犬山国際交流協会事業計画（案）について
 - (5) 議案第5号 平成30年度犬山国際交流協会予算（案）について
8. その他
9. 閉会

会議事業に関すること

・**通常総会** 平成29年5月20日(土)

(交流会:ペルー料理、フィリピン料理、ボリビアンダンス)

・**理事会**

各種事業の実施計画の審議、実施結果の評価及び反省点の明確化を図った。
これにより、各種事業内容の改善を図るようにした。

第1回 平成29年4月11日(火) 第5回 平成29年9月5日(火)

第2回 平成29年4月25日(火) 第6回 平成29年11月7日(火)

第3回 平成29年5月9日(火) 第7回 平成30年1月16日(火)

第4回 平成29年7月4日(火) 第8回 平成30年3月13日(火) 計8回

受託事業に関すること

<観光交流課受託事業>

□ **国際交流推進事業**

国際交流を進めるために、個人や団体の活動を支える事業を実施した。

(1) **日本語教室開設事業**

ボランティアグループ犬山日本語教室により運営。開催に関わる支援業務を行う。

開催日時:毎週日曜日 午前10時～午前11時45分

開催日数:全45回 クラス数:4クラス 延590名参加

開催場所:犬山国際観光センター(フロイデ)2,3階、IIAプラザ

ボランティア数:10名

(2) **多言語情報誌発行事業**

在住外国人の生活に必要な情報を多言語に翻訳し、会議・発行・配布、及びホームページに掲載する事業を実施した。言語は、日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、タガログ語、ベトナム語の全7言語。

ニューズレター会議、翻訳、発行

・88号夏号(6月) 発行部数:1598枚 翻訳会議:4/9(日)

・89号秋号(9月) 発行部数:1883枚 翻訳会議:7/9(日)

・90号冬号(12月) 発行部数:1988枚 翻訳会議:10/1(日)

配布場所:関係小中学校・子ども未来園、外国人在勤企業、犬山市役所(記事関係課)、
フロイデ、楽田ふれあいセンター等

翻訳スタッフ:27名

(3) **国際交流員企画事業支援業務**

ジャクリーン・シュピーザ 国際交流員(観光交流課)による企画のもとに、ドイツ語講座、ドイツの部屋、ドイツのクリスマス体験等の開催に関わる支援業務を行った。

・ドイツ語講座開講 各講座全10回(12/12～3/13)

基礎コース:10名、応用コース:13名

- ・ドイツの部屋開催「ドイツのイースター」4/16 参加者数:25名(8家族)
- ・国際交流合唱団 全7回(10/14~12/10) 参加者数:全54名
フロイデまつり(12/10)オープニングセレモニーにて合唱。「ローレライ(ドイツ民謡)」「ザンクト・ゴアレスハウゼン市友好都市提携25周年を祝して」、「ふるさと」の2曲。
- ・ドイツのクリスマス体験
フロイデまつり(12/10)にて。フロイデ3階 会議室1
クリスマスマーケットにてクッキーやティーの販売、ドイツの祭りを紹介、プレゼント交換等
- ・子ども未来園、小学校訪問、ザンクト・ゴアレスハウゼン市に関する展示会、スタディーツアー等

(4) 多文化共生推進員企画事業支援業務

大島ヴィルジニア・ユミ 多文化共生推進員(観光交流課)による企画のもとに、多文化映画上映と日本文化(茶道)体験に関わる支援業務、多文化共生の文庫やDVD購入、設置。

- ・多文化映画上映「今夜列車は走る」、フロイデまつり(12/10)フロイデ3階 円卓会議室、参加者人数:30名程、参加者国籍(ブラジル、ペルー、ボリビア、エクアドル、アルゼンチン、中国等)
終了後、参加者トークと日本文化(茶道)体験(配布25人分)
- ・多文化共生に関する書籍やDVDを購入しフロイデ情報サロンに設置
書籍:6冊、DVD:5本

(5) 多文化共生推進事業

在住外国人を含む「第9回世界のTEA TIME」参加者を対象に、食生活を見直すことで、健康推進を促す健康相談を多言語対応にて実施。栄養士・犬山市食の改善推進員と、コミュニティ通訳者を派遣依頼。食品サンプルを用いた食育SATシステムによる健康相談を行った。

日時:平成30年2月18日(日)12:00~16:00 フロイデホール

広報:多言語にてチラシを作成し配布(スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、中国語、英語、ベトナム語の6言語)配布枚数:134枚

相談時の通訳:多言語対応(スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、中国語、英語の5言語。コミュニティ通訳を派遣)

申込者:48名(内、外国人6名)

(6) 国際貢献事業

書き損じハガキ収集運動の実施

犬山市役所、犬山国際観光センターフロイデ、各出張所にて収集、「ダルニー奨学金」へ寄付

・ハガキ502枚を切手に交換し寄付 20,547円分(現金換算)、現金寄付 16,762円

合計金額 37,309円 タイ中学生1人2年間分の学費に相当(1人1年あたり14,400円)

(7) ボランティア活動支援

1) ボランティア保険の加入:活動助成:11グループ(155名)

実施期間:平成29年4月1日~平成30年3月31日

2) 活動の広報・受付等

○「犬山グッドウィルガイド」支援活動

・「英語講演会」(8/27)、「英語でお城見学」(11/18)、「英会話サロン」(4、9月)

犬山市広報掲載、申込受付

・「H29年度減免申請(犬山城・犬山市文化資料館・同別館・どんでん館)」手続き

・福祉バス利用申請補助(10/29)(ボランティア活動研修にて利用)

○「台所からの国際交流」支援活動

- ・ドイツ料理講座(6/3)
施設減免手続き補助、国際交流員派遣申請、犬山市広報掲載、申込受付(5/19～5/26)
- 「IK ひろば」支援活動
韓国料理教室(11/11)
施設減免手続き補助(犬山市健康館)、犬山市広報掲載(11/1号)、申込受付(11/1～11/7)
- 「B.ブリッジ」支援活動
 - ・NY ザバーリアン高校「犬山交流の旅」広報犬山(1/15号)配布時におけるチラシ回覧依頼
 - ・「ザバーリアン高校ジャズバンドとコーラス」広報犬山(3/15号)配布時におけるチラシ回覧依頼
- 3) ボランティア全体会議開催(全3回)
 - ・第1回ボランティア会議 8/8(火)、フロイデ研修室2、10グループ(17名)参加
 - ・第2回ボランティア会議 10/11(水)、フロイデ研修室1、9グループ(17名)参加
 - ・第3回ボランティア会議 3/7(水)、フロイデ研修室1、8グループ(13名)参加

□ 国際観光センター自主事業

(1) フロイデまつり

「ここにおいてよ、新しい犬山～世界を発見 自分を発見～」をテーマに、近隣在住外国人の母国の様々な文化、そして日本文化、互いの文化にふれあうことで、相互の親睦と融和を図ることを目的に、国際交流の総合祭典、第22回フロイデまつりを開催した。

開催日:平成29年12月10日(日)

参加団体:67団体(内、外国籍14) 参加人数:推定800名

参加ボランティア数:延べ71名(駐車場11名、オープニング司会2名、4階ステージ司会2名含む)

愛知県立犬山高等学校、所属ボランティアグループ、他多くのボランティア協力により開催

出展者数:54件(内、外国籍10件) 出演者数:13件(内、外国籍4件)

設営・片付け:計4回(11/24、12/6、12/9、12/10)

配付物:チラシ(2,615枚)、ポスター(55枚)

市関連施設、犬山駅、小中学校、小中学校(日本語教育指導適応教室)等

当日多言語館内放送実施:(英語、スペイン語、中国語)

その他:ザンクト・ゴアレスハウゼン市友好都市提携25周年の為、1階エントランスにて25年の交流を紹介するパネルを展示。フロイデ合唱団では「ローレライ」(ドイツ民謡)を合唱。

(2) 世界の TEA TIME

近隣在住外国人の出身国のお茶、お菓子を味わいながら、また日本の茶道、生け花に触れながら、それぞれの国の文化や習慣に触れる機会として開催。

開催日:平成30年2月18日(日)

開催ブース:日本の茶道体験、生け花体験、中国、ベトナム、フィリピン、スロバキア、コロンビア、ブラジル、ペルー 全9ブース

参加延人数:342名 参加ボランティア数:12名(内、外国人4名)

チラシ多言語対応:英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、日本語(7言語)1611枚(内、多言語134枚)

□ 青少年交流育成事業

市内の中学生を海外に派遣し、現地での活動を通じて異文化に対する理解を深め、国際的な視野を身につけることで、次の世代を担う人材の育成を図ることを目的として実施した。主な内容として、現地学校での授業体験、現地青少年との交流、ホームステイ、市庁舎訪問、その他市内各所見学、プレゼンテーションによる犬山市の紹介等を実施。

派遣先：ドイツ連邦共和国 ザンクト・ゴアルスハウゼン市、ハレ市

日程：平成 29 年 10 月 17 日(火)～ 26 日(木)

対象：市内在住中学生 4 名

審査委員会：7/4(火)、7/21(金)、3/16(金)

研修会：8/4(金)、9/8(金)、10/12(木)、11/2(木)

派遣報告：各校(11月)、第22回フロイデまつり(12/10)、H30年度犬山国際交流協会通常総会(5/19)

□ コミュニティ通訳者育成事業

市登録のコミュニティ通訳者、及びサポーターを対象に、地域で活動・活躍するための知識や理解を深め、技術や能力の向上を図るために、各現場や分野での専門家を招いてスキルアップ講座を開催した。また、実践学習としてスキルアップ講座と併せて日曜市役所における実践通訳を行った。

市登録コミュニティ通訳者数：43名（英語7名、中国語10名、ポルトガル語11名、スペイン語8名、タガログ語7名）

(1) コミュニティ通訳者育成講座の開催

- ・ コミュニティ通訳者スキルアップ講座

第1回：平成29年8月26日(土) 出席者15名

「コミュニティ通訳者とは(役割と倫理)」 講師 水野真木子(金城学院大学教授)

第2回：平成29年9月16日(土) 出席者13名

「通訳者スキルトレーニング メモ取りとロールプレイ サイトトランスレーション」

講師 水野 真木子(金城学院大学教授)

第3回：平成29年9月30日(土) 出席者11名

「市民税、県民税について」(税務課)、「国保税について」(保険年金課)

講師 市税務課職員、市保険年金課職員

第4回：平成29年10月28日(土) 出席者13名

「通訳しやすい日本語講座」 講師 土井佳彦(NPO法人多文化リソースセンター東海 代表理事)

- ・ 日曜窓口での実践学習

第1回：平成29年11月26日 出席者4名（見学2名）

第2回：平成29年12月24日 出席者3名

第3回：平成30年1月28日 出席者4名

(2) コミュニティ通訳者派遣運営支援業務

市登録のコミュニティ通訳者及びサポーターを市役所窓口や子ども未来園、小中学校等行政機関に派遣し、通訳業務を実施。 派遣延人数：31名

□ 犬山市各種申請書等翻訳事業

外国人市民のために、市役所窓口や子ども未来園、小中学校等行政機関で使用する各種申請書や文書などを市登録のコミュニティ通訳者、サポーター他に依頼し翻訳業務を実施。

言語：英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語(6言語) 延件数：108件

主な翻訳文書：「休日納税相談室の案内」、「市内小中学校で使用する学校保健関係文章」、「ようこそ犬山市立図書館へ」等

<環境課受託事業>

□ 犬山市ごみ分別アプリ 翻訳業務

家庭から出るごみの分別方法や収集に関する情報をスマートフォン等で利用できる市のアプリケーション「さんあ〜る」の外国語版用データ作成のため、市登録コミュニティ通訳者及びサポーターに依頼し、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語(タガログ語)に翻訳した。

自主事業に関すること

□ 語学講座開催事業

国際交流、多文化共生推進の基礎力アップを目的とした、継続した開催のために、授業時間と、授業料の改定を行い外国語講座の開催事業を実施した。

(前期・後期 各 15 回(中国語各 10 回) 6言語:22 講座 年間受講者数:541 名)

講座(コース)	開催数/期	クラス数/期	年間開催数	年間受講者数	1クラスの平均受講者数
英会話(基礎、初級、中級、上級)	15回	10クラス	300回	249名	12名
ポルトガル語(初級)	15回	1クラス	30回	11名	5名
スペイン語(初級、文化・トラベル)	15回	2クラス	60回	37名	9名
韓国語(基礎、初級、中級、上級)	15回	4クラス	120回	133名	16名
ドイツ語(初級、中級、上級)	15回	3クラス	90回	66名	11名
中国語(入門・初級①、初級②③)	10回	2クラス	40回	45名	11名

- ・ ランゲージカフェ(無料オープン講座)開催(前期・後期)
4/19(日)延べ6名参加 9/18(祝)延べ36名参加
- ・ 英会話レベルチェック相談会開催(前期・後期各2回)
4/13(木)延べ23名参加 9/14(木)延べ13名参加

□ 特別事業

国際理解事業を推進するための「協会主催事業」として、人材育成及び国際的支援にかかわる事業を実施した。

(1) 齊慶辰也氏講演会

4年間のシンガポール日本人学校校長在任時に、グローバルクラス(※)の設立を実現した齊慶辰也氏を講師に招き、「シンガポールでの生活から見えるもの」をテーマに講演会を開催した。

(※)英語で教科を学ぶクラス

開催日:平成30年1月21日(日) 14:30~16:15(14:00開場) 場所:フロイデ多目的研修室
参加者数:95名 参加ボランティア数9名(内、外国人ボランティア3名)

(2) ハレ市訪問団受入れ事業

ハレ市独日協会会長をはじめとする12名の訪問団が犬山祭りに合わせて来犬するにあたり、犬山の紹介と交流を図る事業を行った。

訪問日:平成30年3月30日(木)~4月3日(月)

訪問人数:12名

主なスケジュール:市長表敬訪問、犬山祭り、犬山城登閣、城下町見学、お花見船、有楽苑、大縣神社、明治村、モンキーセンター、成田山、桃太郎神社、茶道体験、書体験、歓迎懇親会、ユネスコ登録記念犬山祭り懇親会

歓迎懇親会:71名出席(青少年交流育成事業のOGメンバー、IIA会員等も参加)

□ 補助支援事業

地域住民の国際交流活動の活性化を図るために、犬山国際交流振興助成金を交付した。

- ・ 青少年健全育成を目的とした「ボーイ・ガールスカウト台湾童子軍交流事業」に対して、ボーイ・ガールスカウト犬山連絡協議会へ助成金を交付した。

平成29年8月11日~15日 参加者16名

- ・ 姉妹都市であるデービス市との友好交流促進を目的とした「2017姉妹都市 Davis 文化交流事業」に対して、デービス友好交流協会 FOD へ助成金を交付した。
平成 29 年 9 月 8 日～10 日 一般参加者 200～300 名
- ・ 市民に向け国際交流理解および外国語に親しむ機会の提供を趣旨とする、「英語講演会」実施に対して、犬山グッドウィルガイドへ助成金を交付した。
平成 29 年 8 月 27 日(土) 一般参加者 50 名 ボランティアスタッフ:15 名
- ・ JICA助成事業
青年海外協力隊平成 29 年度第 1 次隊隊員 1 名に対して助成金を交付した。
実施期間:平成 29 年 7 月～平成 31 年 7 月
派遣国:パラオ 職種:パラオ陸上競技会 選手とコーチの育成支援者

□ 広報事業

いぬやま広報掲載日	掲 載 内 容
平成 29 年 4 月 1 日号	前期語学講座
平成 29 年 5 月 15 日号	ドイツ家庭料理講座 (台所からの国際交流)
平成 29 年 6 月 1 日号	青少年交流育成事業参加者募集
平成 29 年 8 月 1 日号	IGG 英語講演会
平成 29 年 9 月 1 日号	後期語学講座
平成 29 年 9 月 15 日号	フロイデまつり出展者・出演者募集
平成 29 年 10 月 1 日号	フロイデ合唱団団員募集
平成 29 年 11 月 1 日号	国際交流員によるドイツ語講座、韓国料理教室 (IK ひろば)、英語でお城を見学しよう (IGG)
平成 29 年 12 月 1 日号	第 22 回フロイデまつり
平成 30 年 1 月 1 日号	犬山国際交流協会講演会
平成 30 年 2 月 1 日号	第 9 回世界の TEA TIME
平成 30 年 3 月 15 日号	国際交流員によるドイツ語講座、「ドイツの部屋」

その他広報

- ・ 尾北ホームニュース
平成 29 年 12 月 「第 22 回フロイデまつり案内」
平成 30 年 1 月 「犬山国際交流協会講演会案内」
- ・ CCNet(ケーブルテレビ取材)
平成 29 年 10 月 27 日放送「犬山市青少年交流育成事業」
平成 30 年 3 月 12 日放送「第 9 回世界の TEA TIME」
- ・ 中日新聞
平成 30 年 2 月 16 日掲載 「第 9 回世界の TEA TIME」
- ・ 月刊リブル
平成 29 年 12 月号 巻頭特集「多文化共生の地域づくりを目指して」、「第 22 回フロイデまつり」
- ・ 広報犬山配布時におけるチラシ回覧
平成 30 年 1 月 15 日 NY ザバーリアン高校「犬山交流の旅」
平成 30 年 3 月 15 日 ザバーリアン高校ジャズバンドとコーラス

協会ホームページ更新 協会のホームページで各事業の案内を行った。
協会会員メール案内 メール登録済みの会員へ各事業の案内を行った。

□ その他

後援名義申請許可書発行

- 犬山グッドウィルガイド主催「英語講演会」(8/27 開催)
- 中部地区居合道連盟主催「中部地区居合道競技大会」(9/3 開催)
- B.ブリッジズ主催「犬山交流の旅」(平成 30 年 4/3～4/12 開催)
- 一般社団法人言語交流研究所 ヒッポファミリークラブ主催
教育講演会「7ヶ国語で話そう」(平成 30 年 7/7 開催)

所属 ボランティアグループの主な事業

各ボランティアグループから提供された活動実績は以下のとおりで、IIA活動全体の発展に重要な役割を担った。

□ 犬山日本語教室 * 会員数 10 名

1) 日本語教室

開催日時:毎週日曜日 午前 10 時～午前 11 時 45 分
開催日数:全45 回 クラス数:4クラス 参加者:延 590 名
開催場所:犬山国際観光センター(フロイデ)2, 3 階、IIA プラザ
学習者の国籍:中国、フィリピン、ベトナム、ペルー、プエルトリコ等

2) 交流会等

- ・「交流会」 10/29 参加者:11 名 場所:犬山市役所 会議室
学習者のお国紹介(ベトナム・ペルー・タイの紹介)
日本の「お茶」体験
- ・「フロイデまつり」 12/10 参加者:19 名 場所:フロイデ 4 階ホール
「私のお国自慢」(ベトナム・ペルー・プエルトリコの学習者が各国の自然・文化等を発表)
- ・「交流会」 3/25 参加者:24 名 場所:フロイデ 2 階
書道体験(基本の書き方、筆を使用して書く)
- ・「にほんごいぬやま」 通年 参加者:ボランティア 5 名
学習者向け日本文化イベント等情報チラシ発行 隔月発行 20 部程度
(諸事情により 1 月号で一旦休止)

□ 犬山グッドウィルガイド * 会員数 40 名

1) ボランティアガイド

世界 55 か国から 1,457 人の外国人の方に犬山城・史料館や周辺スポットをご案内
・待機ガイド 通年 犬山城 ゲスト:1,305 名、会員:449 名
・要請ガイド 通年 犬山城・ミュージアム等 要請:39 件 ゲスト:599 名 会員:106 名
※国内大学の留学生や国際会議等のエクスカーションで、日本文化・歴史の紹介。
本年は米国の 2 大学からも直接依頼あり。
※集計の都合上、H28 年 1 月～12 月の実績を以って、年度実績と代えている。

2) 一般市民向け「国際交流理解」に関する活動

- ・「英語講演会」開催 8 月 27 日(日)フロイデ 68 名参加(内、市民 48 名)
講演会「私が生まれ育ったドイツ」と懇談会。講師:ジャクリーン・シュピーザ氏(国際交流員)
- ・「英語で犬山城」開催 11 月 18 日(土)犬山城
一般 17 名、会員 5 名(内、説明 4 名、研修 1 名)参加

・「英会話サロン」開催 犬山ニューズレターと共催（前期 11 回・後期11回） 20 名参加

3) 研修、その他

・「明治村研修」5月14日(日)明治村 14名参加 講師:明治村ボランティアガイド大塚氏

・「研修旅行」10月29日(日)長篠設楽原 会員15名 一般1名

長篠城址/史跡保存館/歴史資料館等見学 ガイド:長篠合戦・設楽原ボランティアガイド

・「入会希望者へのガイダンス」 通年犬山城 希望者 17 名(入会者 8 名、入会前研修 4 名)

・「フロイデまつり協力」 フロイデ 23 名参加

「IIAボランティアグループの活動紹介」コーナーは、企画から準備を担当

当日は英語の館内放送を担当

・「新年懇親会」 2月4日(日)名鉄犬山ホテル 20名参加

・「ガイドブック改定作業」11月26日～ 編集委員 4名にて「犬山城」ガイドテキストの内容更新

□ 台所からの国際交流 * 会員数 6 名

・6月3日(土) 南部公民館 16名参加

「ジャッキーさんによるドイツ料理とドイツ講座」

・12月8日(金) フロイデ 3名 フロイデ祭り手伝い

・12月12日(火) 名古屋経済大学 20名参加

「名古屋経済大学の学生と簡単にできる日本料理」

・1月16日(火) 名古屋経済大学 20名参加

「名古屋経済大学の学生と簡単にできる日本料理」

・1月23日(火) 名古屋経済大学 20名参加

「名古屋経済大学の学生と簡単にできる日本料理」

□ HPクラブ * 会員数 25 名

・PC初級者の勉強会(IIA会員のみ)

開催日時:毎週火曜日 13:00~15:00

参加者:延 170 名

開催場所:犬山国際観光センター(フロイデ)IIA プラザ

・フロイデまつり 12/10(日) 60 名参加

「名前シール作り」 交流・情報サロン

□ IKひろば * 会員数 13 名

・年度総会 4月12日(水) ビストロソウソウ 12名参加

活動報告・会計決算報告・活動方針・予算

・夏の食事&交流会 8月20日(日) ハンマダン 10名参加

・韓国語サロン 7回 フロイデ 数名参加

・韓国料理教室 11月11日(土) 市民健康館 25名参加

・フロイデまつり協力 12月10日(日) 2名参加

・ランチ交流会 2月11日(日) サイゴン 4名参加

□ フロイデ応援団 * 会員数 17 名

・フロイデまつり(12/10)に関わる運営サポート

設営・片付け:計 4 回 (11/24、12/6、12/9、12/10)

のぼり旗設営、ポスター貼り、エントランス看板設営、装飾品準備、机・イスの運搬、撤去等

・前夜祭(12/9)食事等の手配

□ 国際理解・協力 * 会員数 16 名

- ・フロイデまつり(12/10)に関わる運営サポート

□ 姉妹都市 Davis 友好交流協会 FOD(Friends Of Davis) * 会員数 54 名

- ・役員会 7月23日、8月20日、10月28日、11月21日、2月8日、10日、3月7日
どんでん館・福社会館 計7回開催

- 1)「2017年FOD文化交流 in Davis」9月8日(金)～9月10日(日)総数約250名
12名の交流団員で構成された2017年文化交流。今回の交流は犬山祭りがユネスコ無形文化遺産の登録を受けた快挙をデービス市民に披露することを目的として構成された。
クラブ等の姉妹都市友好団体との交流、BBQ歓迎レセプション
- 2)デービスゲスト受入れと歓迎
 - ・夏季休暇旅行の1つとして犬山訪問(ホテル宿泊)6月22日(木)～6月24日(土)
伊勢神宮参拝、犬山市内観光等
 - ・犬山シティマラソン参加による来犬(ホームステイ)2月8日(木)～2月12日(月)
犬山シティマラソン、観光案内(犬山市内、名古屋市)、FOD歓迎レセプション
- 3)フロイデまつり協力 12月10日(日)

□ B.ブリッジズ * 会員数 200 名

- ・「NYブルックリン ザバーリアン高校 JAZZ バンドとコーラス犬山交流の旅」ホストファミリー説明会
2月18日(日) 犬山市役所 参加者約80名
- ・「NYブルックリン ザバーリアン高校 JAZZ バンドとコーラス犬山交流の旅」ホストファミリー最終説明会
3月11日(日) 犬山市役所 参加者約100名

議案第 2 号
(平成 29 年度収支決算書 別ファイル)

(平成 29 年度収支決算書 別ファイル)

(財産目録書 別ファイル)

(平成 29 年度 在住外国人支援基金収支報告書、20 周年特別積立金収支報告書 別ファイル)

平成 29 年度犬山国際交流協会会計監査報告

犬山国際交流協会会則第 15 条第 4 項の規定に基づき、平成 29 年度犬山国際交流協会収支決算及び関係証拠書類の監査を平成 30 年 5 月 9 日に行った結果、いずれも適正にして正確に処理されていることを認めます。

平成 30 年 5 月 9 日

犬山国際交流協会

監事 山 澄 俊 明 印

監事 堀 場 秀 樹 印

平成 30 年度 犬山国際交流協会役員(案)

【理事】

任期:平成 30 年 5 月 19 日～平成 32 年通常総会開催日

氏 名	役 職
奥村 英俊	
社本 一三	
金村 久美	
祖父江 泰浩	
福富 孝弘	
境 正人	

【監事】

任期:平成 30 年 5 月 19 日～平成 32 年通常総会開催日

氏 名
堀場 秀樹
中田 哲夫

議案第4号

平成30年度犬山国際交流協会事業計画（案）

事業	日程	場所
◇ 会議事業 ・通常総会、交流会 ・理事会 ・運営委員会	平成30年5月19日 通年 通年	犬山国際観光センターフロイデ (以下フロイデに省略)
■ 国際交流推進事業 【受】 (1) 日本語教室開催 (2) 多言語情報誌発行（日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語 7言語） (3) 国際交流員企画事業支援業務 ・ドイツ語講座開講 ・ドイツの部屋開催 等 (4) 多文化共生推進員企画事業支援業務 ・外国人住民向け防災講座 その他 (5) 国際貢献事業 ・書き損じハガキ収集事業 (6) ボランティア育成事業 ・ボランティア会議 (7) 海外受入れ事業 ・ハレ市派遣受入れ事業 ※（自）連動	通年 毎週日曜日 平成30年9月、平成31年1月発行予定 (講座期間) 平成30年4月～7月 平成30年4月15日 平成30年12月16日 通年 通年 (受入れ期間) 平成30年6月3日～9日	フロイデ " " " " " 市役所、各出張所、フロイデ フロイデ 犬山市内
■ 青少年交流育成事業 【受】 (市内在住中学生ドイツ派遣)	通年(派遣期間) 10月16日～10月25日	ドイツ、ザンクト・ゴアルスハウゼン市及びハレ市
■ コミュニティ通訳養成事業 【受】 ・コミュニティ通訳者養成講座開催 ・コミュニティ通訳者派遣運営支援業務	調整中 通年	フロイデ 犬山市内
■ 犬山市各種申請書等翻訳事業 【受】	通年	
■ 国際交流事業開催 【受】 ・第23回フロイデまつり ・第10回世界のTEA TIME	平成30年12月9日 平成31年2月17日	フロイデ "
□ 語学講座開設事業 (自) ・前期語学講座 ・後期語学講座 各15回、6言語、22講座 (※中国語各10回)	通年 (講座期間) 平成30年5月1日～9月6日 平成30年10月7日～平成31年2月9日	フロイデ
□ 特別事業 (自) (1) 講演会 (2) ハレ市派遣受入れ事業 ※【受】連動 (3) 日本語ボランティア養成講座支援事業 (4) 事務局員研修	調整中 (受入れ期間) 平成30年6月3日～9日 調整中 調整中	フロイデ " "
□ 補助支援事業 (自)	通年	犬山市内
□ 広報事業 (自)	通年	フロイデ

各ボランティアグループ予定事業

□ 犬山日本語教室 * 会員数 10 名

1) 日本語教室

開催日時:原則毎週日曜日 午前 10 時～午前 11 時 45 分

開催日数:全48 回程度 クラス数:4(レベルに応じて日本語指導)

開催場所:犬山国際観光センター(フロイデ)2, 3 階、IIA プラザ

2) 研修会等

- ・「ボランティア勉強会/他団体日本語教室見学」 日程未定 ボランティア約 9 名
近隣の日本語教室の見学とその教室のボランティアとの交流
- ・「交流会」 日程未定 約 30 名
- ・「日本語ボランティア養成講座」 日時未定 約 20 名程度
犬山市民向けに日本語教室ボランティア養成講座を開催。

□ 犬山グッドウィルガイド * 会員数 32 名

1) ボランティアガイド

- ・待機ガイド 通年 犬山城 ゲスト:1,300 名、会員:450 名
- ・要請ガイド 通年 犬山城・有楽苑・街並等 要請:35 件 ゲスト:600 名 会員 100 名
※国内大学の留学生や国際会議等のエクスカージョンで、日本文化・歴史の紹介。
※集計の都合上、H29 年 1 月～12 月を年間計画とする。

2) 一般市民向け「国際交流理解」に関する活動

- ・「英語講演会」開催(IIA 後援) 9 月 フロイデ 70 名参加(内、スタッフ 12 名)
犬山又は周辺地域の外国人講師による英語講演会。市民に英語と触れる機会を提供する。
- ・「英語で犬山城」開催(IIA 後援) 10 月 犬山城 一般 20 名(内、会員 5 名)
市民を英語で犬山城を案内し、IGGの活動を紹介するとともに自ら案内する際の参考にして頂く。
- ・「英会話サロン」開催 犬山ニュースレター共催 (前・後期各 11 回) 20 名
英語による自由な会話を通し、英語に慣れ親しむ機会を提供する。

3) 教育・研修、その他

- ・「研修旅行」 10/11 月 20 名
歴史・お城に関連した地を訪問し、知識を深めると共に会員相互の親睦を深める。
- ・「勉強会」(ガイド研修) 6/7 月 15 名
日頃のガイド活動に関連する事柄・場所等について専門家より学ぶ。
- ・「新人研修」 通年都度 犬山城 15 名
入会希望者の問合せに対し、活動内容を資料とガイドデモンストレーションにより説明。
数回の同行研修を経て、入会可否判断を行う。
- ・「ガイドテキスト改定」 通年 4 名
「犬山城」ガイドテキストを改定。カラー印刷 20 数頁を予定
- ・「他 SGG との交流」
犬山を訪れた SGG との交流・意見交換
全国善意通訳の集い@宮城(10/11 月)

□ 台所からの国際交流 * 会員数 6 名

- ・年に 3～4 回程度 料理講習と海外の食文化の勉強会開催

- HPクラブ * 会員数 25 名
 - ・PC初級者の勉強会 (IIA会員のみ)
 - 開催日時: 毎週火曜日 13:00~15:00
 - 参加者: 延 180 名
 - 開催場所: 犬山国際観光センター(フロイデ)IIA プラザ
 - ・フロイデまつり参加

- IKひろば * 会員数 16 名
 - ・年度総会 5月12日(土) ビストロソウソウ 8名前後
 - ・韓国語サロン、ランチ交流会、韓国料理教室を開催予定

- フロイデ応援団 * 会員数 17 名
 - ・地域の垣根を越えて、会員、市民、在住外国人相互の親睦と融和を図るフロイデまつりの開催等

- 国際理解・協力 * 会員数 16 名
 - ・フロイデまつりに関わる運営サポート 等

- 姉妹都市 Davis 友好交流協会 FOD(Friends Of Davis) * 会員数 42 名
 平成 30 年 3 月 23 日現在 H30 年度の計画予定はなし

- B.ブリッジズ * 会員数 200 名
 - ・「NY ブルックリン ザバーリアン高校 JAZZ バンドとコーラス犬山交流の旅」
 4月3日(火)~4月12日(木) NY:58名 ホストファミリー:54家族
 - ・ウェルカムパーティ(フロイデホール)
 - ・犬山城など市内観光、犬山祭り、ユニバーサルスタジオジャパン等観光
 - ・市民文化会館にてコンサート

議案第 5 号

(平成 30 年度予算書別ファイル)

(平成 30 年度予算書別ファイル)

犬山国際交流協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、犬山国際交流協会（INUYAMA INTERNATIONAL ASSOCIATION「IIA」と称す。）という。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を愛知県犬山市松本町4丁目21番地に位置する犬山国際観光センター「フロイデ」内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、犬山市における多文化共生と国際理解の推進に資する事業活動を推進するとともに、犬山市内外の国際交流を担うボランティア団体と連携し、組織的な国際交流活動を展開することを目的とする。

(事業活動の種類)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業活動を行う。

- (1) 国際交流を推進する活動
- (2) 国際理解を深める活動
- (3) 多文化共生を図る活動
- (4) 情報発信と広報の推進を図る活動

(事業)

第5条 この協会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犬山市受託事業 日本語教室開催、青少年交流育成事業、ニュースレター発行、国際交流員企画事業、多文化共生推進員企画事業など
- (2) 自主事業 ホームステイ支援事業、語学講座開催、人材育成講座開催、情報誌発行など
- (3) 所属ボランティア組織による活動
- (4) 連携団体との共同活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この協会の目的に賛同して入会した個人（家族会員を含む。）
- (2) 賛助会員 この協会の事業に賛助する法人等

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、次に掲げる年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員（個人） 2,000円
- (2) 正会員（家族会員） 4,000円
- (3) 賛助会員（法人等） 5,000円以上随意の金額

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この協会が定める会則、規程等に違反したとき。
- (2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以下
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、会長の提案を受け、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの協会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、この協会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この協会の経理及び財産状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この協会の業務、経理若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は犬山市所轄部局に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認める場合には、総会を招集を請求すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの協会の経理若しくは財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、通常総会までの2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を割り込んだときは、遅滞なくこれを補充し

なければならない。

(解任)

第18条 役員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。

2 役員が職務を執行するために特別な経費を要した場合は、それを弁償することができる。

(顧問)

第20条 協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が理事会の推薦によりこれを委嘱する。
- 3 顧問は、協会の業務に関して特に重要と認める事項について、理事会に出席して意見を述べることができる。

(職員)

第21条 この協会に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免し、雇用契約を交わすとともに、別に定める待遇、服務規程等に従わなければならない。

第5章 総会

(種別)

第22条 この協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動費予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動費決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 正会員は、各々1個の表決権を有する。ただし正会員のうち家族会員については家族で1個の表決権とする。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

4 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、第31条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、会長、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 会長は、前項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この協会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する法律(平成10年法律第7号。以下「法」という。)に定める資産条項に準ずるものとする。

(資産の管理)

第42条 この協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この協会の会計は、特定非営利活動に係る法第27条各号に掲げる原則に準じて行い、公益性を遵守する。

(会計の区分)

第44条 この協会の会計は、通常会計と特別会計(基金を含む)で構成する。

(事業計画及び活動費予算)

第45条 この協会の事業計画及びこれに伴う活動費予算は、理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じ、重要な変更を行う事態が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、総会開催が困難な場合には、会長の責任のもとで、理事会の決議をもって総会の議決に代えることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この協会の事業報告書、活動費計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、募金活動、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第52条 この協会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決及び犬山市所轄部局の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この協会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の議決

(2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能

2 前項第1号の事由によりこの協会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、犬山市所轄部局の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この協会が解散したときに残存する財産は、犬山市に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この協会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決及び犬山市所轄部局の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この協会の公告は、この協会の掲示場に掲示するとともに、犬山市広報に掲載して行う。

第10章 雑則

(雑則)

第57条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

この会則は、平成24年7月7日から施行する

附 則

この会則は、平成25年6月15日から施行する。

犬山国際交流協会会員案内

犬山国際交流協会とは

犬山市内外の国際交流を担うボランティア団体と連携し、組織的な国際交流活動を展開するとともに、国際理解と犬山市における多文化共生の推進に役立つ事業活動を推進することを目的としています。



当協会は、会員の皆様の会費によって支えられています。地域の国際理解、国際交流の推進に加え、ますます多様化する外国籍市民に対応した多文化共生社会を目指し、地域に豊かさをもたらすよう、様々な事業を行っています。

主旨にご賛同いただき、会員として、ともに歩んでいただければ幸いです。

年会費

正会員（個人）	1口	2,000円
正会員（家族会員）	1口	4,000円
賛助会員（法人等）	1口	5,000円

※ 入会申込用紙にて、事務局でお申込みください。

※ 年会費の納入は年度区切りとなります。

(年度内いつでも会員になれますが、4月末日までの納入にご協力ください)

※ 家族会員は代表者と事前登録されたご家族が会員となります。

会員になっていただくこと

<正会員（個人）・正会員（家族会員）>

- ・ 協会主催の語学講座に、会員価格で受講できます。
- ・ 開催するイベントの案内をメールで受取ることができます。(メール登録者)
- ・ 開催するイベントに、優先予約や、会員価格で参加することができます。

<賛助会員（法人等）>

- ・ 協会を支援している団体として、会員名をホームページやチラシなどに掲載します。(掲載を辞退される場合はご連絡ください)

申込み・問合せ先：犬山国際交流協会事務局

(月～金の9:00～17:00まで、土日祝、第2・4月曜日を除く)

〒484-0086 犬山市松本町四丁目21番地 犬山国際観光センター内

TEL：(0568) 61-1000 FAX：(0568) 63-0156

E-mail：iia@grace.ocn.ne.jp URL：<http://iiea.info>